

-外務省、独立行政法人国際協力機構-

政府開発援助の効果の発現について(外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長宛て)

<u>援助の効果が全く発現していないと認められる事業に係る贈与額(支出)</u>	<u>809万円</u>
<u>指摘の背景となった援助の効果が十分に発現していないと認められる</u>	
<u>事業に係る贈与額(支出)</u>	<u>5億0324万円</u>

1 政府開発援助の概要

開発協力大綱によれば、我が国は、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献することを目的として、開発途上地域の開発を主たる目的とする政府及び政府関係機関による国際協力活動を推進することとされている。令和元年度における政府開発援助の実績は、外務省及び独立行政法人国際協力機構が実施した無償資金協力1761億7955万円、機構が実施した技術協力627億7678万円及び有償資金協力1兆1075億5229万円となっている。

2 本院の検査及び現地調査の結果

外務本省及び機構本部において会計実地検査を行うとともに、^(注)5か国の41事業について現地調査を実施するなどした結果、無償資金協力1事業については援助の効果が全く発現しておらず、また、同1事業については援助の効果が十分に発現していなかった。

(注) 5か国 ケニア共和国、マレーシア、パプアニューギニア独立国、ソロモン諸島、ウクライナ

(1) 草の根・人間の安全保障無償資金協力(草の根無償)：メギアルプライマリー学校拡充計画(贈与額809万円)

この事業は、パプアニューギニア独立国マダン州メギアル村に所在する9歳から14歳までの生徒を対象とした初等教育を行うメギアルプライマリー学校(以下「学校」)において、学校の学習環境の改善及び教育の質的向上を図ることを目的として、4教室から成る木造2階建ての校舎1棟を学校の敷地内に建設するものである。検査したところ、学校は、平成27年8月に、地元の建設会社と契約を締結して校舎の建設工事を開始したが、28年12月に、完成間近であった校舎は学校の敷地の所有者により取り壊されていて、事業の効果が全く発現していない状況となっていた。事業計画策定時において、在パプアニューギニア日本国大使館(以下「大使館」)は、工事の進捗状況を学校からの報告により確認することとして、28年5月末時点までの工事の進捗状況を管理していた。その後、事業の実施期間が終了する同年8月になっても学校から事業完了報告書が提出されないことから、数回にわたり、学校の代表者に連絡を試みていた。

しかし、大使館は、学校の代表者と連絡が取れず工事の進捗状況を学校からの報告により確認することができない状況が継続していたのに、学校関係者等を通じて代表者と連絡を取ることや遠隔地にある現地に赴くことなどをしておらず、工事の進捗状況を十分に確認するなどしていなかった。

(2) 防災ラジオ放送網改善計画(贈与額5億0324万円)

この事業は、自然災害にさらされることの多いソロモン諸島において、短波ラジオ放送が24時間可能となるよう改善を行うことにより、災害時における同国住民への緊急情報伝達能力の向上を図ることを目的として、短波ラジオ放送機材及びVHF無線装置等から構成される緊急災害・防災放送用連絡システム(以下「防災連絡システム」)の整備を実施するものである。検査及び現地調査を実施したところ、短波ラジオ放送機材を使ったラジオ放送は行われていたものの、防災連絡システムについては、国家災害管理局等3機関に設置されたVHF無線装置(中継機を含む。)が取り外されたまま1年以上にわたって再設置されていなかったり、VHF無線装置の一部について所在不明となっていたりしていて、災害の発生に伴い想定される公衆通信の途絶等の際には、住民に向けた緊急の災害関連情報の提供に支障が生ずるおそれがある状況となっていた。

しかし、機構は、機材の整備に当たって、当該機材が緊急時に活用するためのものであるとい

うことを踏まえて、機材を常に利用可能な状態にしておくことの重要性や機材の適切な管理のための体制整備について必要な助言を十分に行っていなかった。また、機構は、上記のVHF無線装置が取り外されていることを把握した後、機材を利用可能な状態にするための効果的な働きかけを十分に行っていなかった。

なお、機構は、本院の現地調査結果を踏まえて取り外されていたVHF無線装置の再設置について働きかけを行い、その結果、一部の機材の再設置が行われ、中継機等の再設置に向けた計画の検討が進められている。

3 本院が表示する意見

援助の効果が十分に発現するよう、次のとおり意見を表示する。

- ア メギアルプライマリー学校拡充計画については、同省において、当該事態を踏まえて、今後、草の根無償を実施するに当たり、事業実施中に工事の進捗状況の確認等ができなくなった場合、工事の進捗状況の確認等を行うための必要な措置を講ずるなどして、適時適切に確認等をした上で、必要に応じて事業実施機関等と協議を行うこと
- イ 防災ラジオ放送網改善計画については、機構において、防災連絡システムが利用可能な状態となるよう、事業実施機関に対して、国家災害管理局等における中継機等の再設置及び所在不明となっている機材に係る対応について十分に働きかけを行うとともに、当該事態を踏まえて、今後、無償資金協力により、防災連絡システムを整備する場合、緊急時に支障なく活用することができるよう、事業実施機関及び関係機関に対して、機材を常に利用可能な状態にしておくことの重要性や機材の適切な管理のための体制整備について必要な助言を十分に行うこと、事業完了後に機材が利用可能な状態になっていないことを把握した場合、機材を利用可能な状態にするための効果的な働きかけを十分に行うこと